

議案第 3 1 号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 5 月 2 2 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 13 年大和市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 1 項前段を次のように改める。

学校に総括教諭を置き、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 2 項に規定する主幹教諭をもって充てる。

第 16 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

総括教諭は、児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

第 16 条の 2 中第 3 項を第 2 項に、第 4 項を第 3 項とする。

第 16 条の 3 を次のように改める。

第 16 条の 3 削除

別表総括教諭の項を次のように改める。

総括教諭	児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。
------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の 2 の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

新	旧																				
<p>大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 (略) (総括教諭)</p> <p>第16条の2 学校に総括教諭を置き、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第2項に規定する主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 総括教諭は、児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。 (2) グループの総括に関すること。 (3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第16条の3 削除</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校栄養主査</td> <td>校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>総括教諭</td> <td>児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>学校栄養主任技師</td> <td>校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	学校栄養主査	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。	総括教諭	児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。	学校栄養主任技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。	(以下略)	(以下略)	<p>大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 (略) (総括教諭)</p> <p>第16条の2 学校に総括教諭を置く。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。</p> <p>3 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。 (2) グループの総括に関すること。 (3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第16条の3 施行規則第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校栄養主査</td> <td>校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>総括教諭</td> <td>校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。</td> </tr> <tr> <td>学校栄養主任技師</td> <td>校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	学校栄養主査	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。	総括教諭	校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。	学校栄養主任技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。	(以下略)	(以下略)
職	職務																				
学校栄養主査	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。																				
総括教諭	児童若しくは生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。																				
学校栄養主任技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。																				
(以下略)	(以下略)																				
職	職務																				
学校栄養主査	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。																				
総括教諭	校長の監督を受け、校長及び教頭の学校運営を補佐し、所掌グループの校務を統括する。																				
学校栄養主任技師	校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。																				
(以下略)	(以下略)																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の2の改正規定は、平成20年4月1日より施行する。

議案第 3 2 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 2 0 年 5 月 2 2 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則

大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則(昭和49年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7,000円」を「9,000円」に改める。

第4条第1項中「第1号様式。」を削り、同項第1号中「(第2号様式)」を削り、同項第3号中「(第3号様式)」を削る。

第5条第1項中「(第4号様式)」を削り、同条第2項中「(第5号様式)」を削る。

第6条第1項中「(第6号様式)」を削る。

第7条中「(第7号様式)」を削る。

第8条第3項中「(第8号様式)」及び「(第9号様式)」を削る。

第9条第1項中「(第10号様式)」を削り、同条第2項中「(第11号様式)」を削る。

第10条第2項中「(第12号様式)」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(様式)

第12条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	奨学金給付申請書	第4条
第2号様式	推薦書	第4条
第3号様式	家庭状況調書	第4条
第4号様式	奨学生選考決定通知書	第5条
第5号様式	誓約書	第5条
第6号様式	奨学金給付決定通知書	第6条
第7号様式	奨学生異動届	第7条
第8号様式	奨学金給付停止通知書	第8条
第9号様式	奨学生廃止通知書	第8条
第10号様式	奨学金復活承認申請書	第9条
第11号様式	奨学金給付復活決定通知書	第9条
第12号様式	奨学生補充決定通知書	第10条

第1号様式から第12号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

大和市奨学金給付規則新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大和市奨学金給付規則</p> <p>(前略)</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第3条 奨学金の額は、<u>月額9,000円</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する奨学金の給付期間は、高等学校課程における正規の最短修業期間とする。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添え、在学中学校長を経由して教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。</p> <p>(1) 在学中学校長の推薦書</p> <p>(2) 住民票の写し(世帯全員)又は外国人登録証明書</p> <p>(3) 家庭状況調書</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類</p>	<p style="text-align: center;">大和市奨学金給付規則</p> <p>(前略)</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第3条 奨学金の額は、<u>月額7,000円</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する奨学金の給付期間は、高等学校課程における正規の最短修業期間とする。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金給付申請書(<u>第1号様式</u>以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添え、在学中学校長を経由して教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。</p> <p>(1) 在学中学校長の推薦書(<u>第2号様式</u>)</p> <p>(2) 住民票の写し(世帯全員)又は外国人登録証明書</p> <p>(3) 家庭状況調書(<u>第3号様式</u>)</p> <p>(4) 健康診断書</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類</p>

新	旧
<p>(奨学生の決定及び誓約書の提出)</p> <p>第 5 条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会(以下「審査会」という。)に諮り、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者(以下「奨学生」という。)、奨学生が欠けたときに補充できる者(以下「補欠奨学生」という。)及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>2 奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に誓約書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する期間内に誓約書を提出しなかった者は、奨学生となることを辞退したものとみなす。</p> <p>(奨学金の給付方法)</p> <p>第 6 条 委員会は、当該奨学生について在学証明書等により就学状況を確認したうえ、当該年度に係る給付を決定し、奨学金給付決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>2 奨学金は、毎年 6 月、9 月、12 月及び 3 月にそれぞれ当月分までの分を口座振込により給付する。ただし、給付を停止した場合において、未給付分があるときは随時給付することができる。</p>	<p>(奨学生の決定及び誓約書の提出)</p> <p>第 5 条 委員会は、前条の規定により申請があったときは、大和市奨学生選考審査会(以下「審査会」という。)に諮り、奨学金の給付を受けることが適当であると認められる者(以下「奨学生」という。)、奨学生が欠けたときに補充できる者(以下「補欠奨学生」という。)及び不採用者を決定し、奨学生選考決定通知書(第 4 号様式)により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>2 奨学生に決定された者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に誓約書(第 5 号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する期間内に誓約書を提出しなかった者は、奨学生となることを辞退したものとみなす。</p> <p>(奨学金の給付方法)</p> <p>第 6 条 委員会は、当該奨学生について在学証明書等により就学状況を確認したうえ、当該年度に係る給付を決定し、奨学金給付決定通知書(第 6 号様式)により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>2 奨学金は、毎年 6 月、9 月、12 月及び 3 月にそれぞれ当月分までの分を口座振込により給付する。ただし、給付を停止した場合において、未給付分があるときは随時給付することができる。</p>

新	旧
<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 奨学生は、次の各号の 1 に該当する場合には、奨学生異動届を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。</p> <p>(2) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。</p> <p>(奨学金の給付停止等)</p> <p>第 8 条 委員会は、奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月から奨学金の給付を停止することができる。</p> <p>2 委員会は、奨学生が次の各号の 1 に該当するに至った場合は、その該当するに至った日の属する月から奨学生としての決定を廃止することができる。</p> <p>(1) 退学したとき。</p> <p>(2) 学業成績が著しく低下し、性行が不良と認められたとき。</p> <p>(3) 奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき。</p> <p>(4) 市外に転出したとき。</p> <p>(5) その他奨学生として不適当と認められたとき。</p> <p>3 委員会は、前 2 項の規定により奨学金の給付を停止したとき、又は奨学生としての決定を廃止したときは、奨学金給付停止通知書又は奨学生廃止通知書により本人及び保護者に通知するものとする。</p>	<p>(届出の義務)</p> <p>第 7 条 奨学生は、次の各号の 1 に該当する場合には、奨学生異動届(第 7 号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。</p> <p>(2) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。</p> <p>(奨学金の給付停止等)</p> <p>第 8 条 委員会は、奨学生が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月から奨学金の給付を停止することができる。</p> <p>2 委員会は、奨学生が次の各号の 1 に該当するに至った場合は、その該当するに至った日の属する月から奨学生としての決定を廃止することができる。</p> <p>(1) 退学したとき。</p> <p>(2) 学業成績が著しく低下し、性行が不良と認められたとき。</p> <p>(3) 奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき。</p> <p>(4) 市外に転出したとき。</p> <p>(5) その他奨学生として不適当と認められたとき。</p> <p>3 委員会は、前 2 項の規定により奨学金の給付を停止したとき、又は奨学生としての決定を廃止したときは、奨学金給付停止通知書(第 8 号様式)又は奨学生廃止通知書(第 9 号様式)により本人及び保護者に通知するものとする。</p>

新	旧
<p>4 心身の障害その他やむを得ない事情のため休学した奨学生が復学した場合は、奨学金の給付を復活することができる。</p> <p>(復活の手続き)</p> <p>第9条 前条第4項の規定により、奨学金の給付を復活しようとする者は、奨学金復活承認申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨学金給付復活の可否を決定して、奨学金給付復活決定通知書により、本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>(奨学生の補充)</p> <p>第10条 委員会は、第5条第3項の規定により辞退があったとき、又は第8条第2項の規定により奨学生としての決定を廃止したときは、同学年の補欠奨学生から補充することができる。</p> <p>2 前項の規定により奨学生を補充したときは、奨学生補充決定通知書により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により補充された奨学生については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第11条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき又は前条の規定による義務</p>	<p>4 心身の障害その他やむを得ない事情のため休学した奨学生が復学した場合は、奨学金の給付を復活することができる。</p> <p>(復活の手続き)</p> <p>第9条 前条第4項の規定により、奨学金の給付を復活しようとする者は、奨学金復活承認申請書(第10号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、奨学金給付復活の可否を決定して、奨学金給付復活決定通知書(第11号様式)により、本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>(奨学生の補充)</p> <p>第10条 委員会は、第5条第3項の規定により辞退があったとき、又は第8条第2項の規定により奨学生としての決定を廃止したときは、同学年の補欠奨学生から補充することができる。</p> <p>2 前項の規定により奨学生を補充したときは、奨学生補充決定通知書(第12号様式)により本人及び保護者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により補充された奨学生については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第11条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が虚偽の申請その他不正の手段により奨学金を受けたとき又は前条の規定による義務</p>

新	旧																																																	
<p>を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。 (様式)</p> <p>第12条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>務を怠ったときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p>																																																	
<p>別表</p>	<p>第1号様式(第4条関係) 《以下、様式略》</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式の名称</th> <th>関係条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号様式</td> <td>奨学金給付申請書</td> <td>第4条</td> </tr> <tr> <td>第2号様式</td> <td>推薦書</td> <td>第4条</td> </tr> <tr> <td>第3号様式</td> <td>家庭状況調書</td> <td>第4条</td> </tr> <tr> <td>第4号様式</td> <td>奨学生選考決定通知書</td> <td>第5条</td> </tr> <tr> <td>第5号様式</td> <td>誓約書</td> <td>第5条</td> </tr> <tr> <td>第6号様式</td> <td>奨学金給付決定通知書</td> <td>第6条</td> </tr> <tr> <td>第7号様式</td> <td>奨学生異動届</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>第8号様式</td> <td>奨学金給付停止通知書</td> <td>第8条</td> </tr> <tr> <td>第9号様式</td> <td>奨学生廃止通知書</td> <td>第8条</td> </tr> <tr> <td>第10号様式</td> <td>奨学金復活承認申請書</td> <td>第9条</td> </tr> <tr> <td>第11号様式</td> <td>奨学金給付復活決定通知書</td> <td>第9条</td> </tr> <tr> <td>第12号様式</td> <td>奨学生補充決定通知書</td> <td>第10条</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式の名称	関係条文	第1号様式	奨学金給付申請書	第4条	第2号様式	推薦書	第4条	第3号様式	家庭状況調書	第4条	第4号様式	奨学生選考決定通知書	第5条	第5号様式	誓約書	第5条	第6号様式	奨学金給付決定通知書	第6条	第7号様式	奨学生異動届	第7条	第8号様式	奨学金給付停止通知書	第8条	第9号様式	奨学生廃止通知書	第8条	第10号様式	奨学金復活承認申請書	第9条	第11号様式	奨学金給付復活決定通知書	第9条	第12号様式	奨学生補充決定通知書	第10条	<p>奨学金給付申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大和市教育委員会 あて</p> <p style="text-align: right;">住所 大和市 ふりがな 申請者(本人)署名 ふりがな 印</p> <p style="text-align: center;">保護者</p> <p>次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">学校名</td> <td style="width: 30%;">大和市立</td> <td style="width: 20%;">中学校</td> <td style="width: 30%;">学年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名生年月日</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> </table>	学校名	大和市立	中学校	学年		組			氏名生年月日	年 月 日生
様式番号	様式の名称	関係条文																																																
第1号様式	奨学金給付申請書	第4条																																																
第2号様式	推薦書	第4条																																																
第3号様式	家庭状況調書	第4条																																																
第4号様式	奨学生選考決定通知書	第5条																																																
第5号様式	誓約書	第5条																																																
第6号様式	奨学金給付決定通知書	第6条																																																
第7号様式	奨学生異動届	第7条																																																
第8号様式	奨学金給付停止通知書	第8条																																																
第9号様式	奨学生廃止通知書	第8条																																																
第10号様式	奨学金復活承認申請書	第9条																																																
第11号様式	奨学金給付復活決定通知書	第9条																																																
第12号様式	奨学生補充決定通知書	第10条																																																
学校名	大和市立	中学校	学年																																															
	組																																																	
氏名生年月日	年 月 日生																																																	
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>																																																		

議案第 33 号

大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について

大和市奨学生選考審査会から平成 20 年度大和市奨学生選考について答申があり、次のとおり奨学生を決定したいので、審議願いたく提案する。

平成 20 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第34号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成20年5月22日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

議案第 35 号

大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 5 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭